

## 請負工事（単価契約）成績評定要領

名古屋市上下水道局

（平成 25 年 9 月 30 日局長決裁）

（平成 27 年 3 月 31 日計画部長決裁）

（平成 28 年 3 月 28 日計画部長決裁）

（最終改正平成 29 年 3 月 30 日局長決裁）

### （目的）

第 1 条 この要領は、名古屋市上下水道局工事請負契約約款（工事単価契約）（以下「約款」という。）に基づき施行される工事の施工成績の評定（以下「評定」という。）等について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定等の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）監督員とは、名古屋市上下水道局契約規程（平成 12 年名古屋市上下水道局管理規程第 47 号。以下「契約規程」という。）第 51 条第 1 項に規定する監督員をいう。
- （2）検査員とは、契約規程第 52 条第 1 項に規定する検査員をいう。
- （3）設計担当課公所とは、工事の設計事務を担当する課又は公所をいう。
- （4）工事担当課公所とは、工事の施行事務を担当する課又は公所をいう。
- （5）検査担当課公所とは、工事の検査事務を担当する課又は公所をいう。
- （6）評定員とは、評定及び第 13 条に定める期間評価を行う者をいう
- （7）評定対象期間とは、評定の対象となる期間をいう。

### （評定対象工事）

第 3 条 評定は、以下の工事（以下「対象工事」という。）について行うものとする。

- （1）配水管移設工事等（単価契約）（以下「移設工事」という。）
- （2）下水道整備工事（単価契約）（以下「整備工事」という。）
- （3）下水道築造工事等（単価契約）（以下「築造工事」という。）
- （4）上下水道取付管工事（単価契約）（以下「取付管工事」という。）
- （5）上下水道取付管同時施工等工事（単価契約）（以下「同時施工等工事」という。）

### （評定員）

第 4 条 評定員は、対象工事ごとに指定された担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。

### （評定対象期間）

第 5 条 評定対象期間は、当該評定の対象となる工事の契約工期とする。

#### (評定の方法)

第6条 評定は、対象工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定員がそれぞれ独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、考査項目別運用表（請負工事（単価契約）（以下「運用表」という。））に定める評定表（以下「評定表」という。）を作成し、当該評定表を用いて、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 移設工事、整備工事、取付管工事及び同時施工等工事の評定員（総括監督員を除く。以下次号において同じ。）は、各月の概ね 15 日までに、施工指示（約款第8条に規定する指示をいう。以下同じ。）に基づく工事（以下「指示工事」という。）のうち同日の属する月の前月に実施したもの（検査員にあっては、完了検査を実施したもの）に係る評定結果集計表（様式第1号。以下「集計表」という。）を作成し、検査員に送付するものとする。
- (2) 築造工事の評定員は、指示工事の完了後、管路部設計第二課長が別に定める工事に係る集計表を作成し、検査員に送付するものとする。
- (3) 検査員は、前2号の集計表の送付を受けたときは、運用表に定める各月評定点計算表（築造工事にあつては、各指示評定点計算表）を用いて、各月評定点（築造工事にあつては、各指示評定点。以下同じ。）を算定するものとする。
- (4) 総括監督員は、評定対象期間の経過後、速やかに、評定表を作成し、検査員に送付するものとする。
- (5) 検査員は、評定対象期間の経過後、速やかに、第3号で算定した各月評定点及び前号の評定表に基づき、運用表に定める最終評定点計算表を用いて、評定対象期間に係る最終評定点を算定するものとする。

#### (工事成績評定表の提出)

第7条 検査員は、最終評定点を算定した後、速やかに、工事成績評定表（様式第2号。以下「最終評定表」という。）を作成し、検査担当課公所の長（以下「検査担当課公所長」という。）に提出する。この場合において、受注者に対して書面による改善の指示を行った場合は、当該書面の写しを添えるものとする。

2 検査員は、工事担当課公所の長（以下「工事担当課公所長」という。）に、最終評定表を送付するものとする。

#### (受注者への工事成績評定結果の通知)

第8条 検査担当課公所長（取付管工事及び同時施工等工事にあつては、別表に定める代表公所の長。以下同じ。）は、最終評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該対象工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

#### (評定の修正)

第9条 検査担当課公所長は、前条の評定結果を通知した後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明した場合その他の理由により当該評定結果を修正する必要があると認めた場合は、評定員と協議の上、評定を修正し、遅滞なくその結果を対象工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日(名古屋市の休日定める条例第2条第1項に規定する休日(以下単に「休日」という。)を含む。)以内に、工事成績評定に係る説明請求書(様式第4号)を検査担当課公所長に対して提出することにより、評定の内容について説明を求めることができる。

2 検査担当課公所長は、前項による説明を求められたときは、工事担当課公所長と協議し、工事成績評定に係る説明書(回答)(様式第5号)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、当該回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、工事成績評定に係る再説明請求書(様式第6号)を上下水道局長(以下「局長」という。)に対して提出することにより、評定の内容について再説明を求めることができる。

2 局長は、前項による再説明を求められたときは、請負工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書(回答)(様式第7号)により回答するものとする。

3 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

(評定結果の公表)

第12条 評定の結果は、局長が別に定める方法により公表する。

(期間評価)

第13条 評定員は、評定対象期間のうち4月1日から11月30日までの期間(以下「期間評価対象期間」という。)における工事の施工成績の評価(以下「期間評価」という。)を行うものとする。

2 期間評価の実施については、第5条から前条までの規定を準用する。この場合において、「評定」とあるのは「期間評価」と、「評定対象期間」とあるのは「期間評価対象期間」と、「最終評定点」とあるのは「期間評価点」と読み替えるものとする。

3 期間評価の実施については、様式第1号から第7号までの様式を準用する。この場合において、「評定」は「期間評価」と、「最終評定点」を「期間評価点」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この要領の施行に関して必要な事項は、計画部技術管理課長が定める。

附 則

1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。

2 平成25年度の評定対象期間に関する第6条の規定の適用については、同条中「評定の対象となる工事の契約工期」とあるのは、「平成25年10月1日から平

成26年3月31日まで」とする。

附 則（平成27年3月31日計画部長決裁）  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日計画部長決裁）  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日局長決裁）  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表

工事件名	工区	代表公所
上下水道取付管工事	第1工区	千種営業所
	第2工区	北営業所
	第3工区	中川営業所
	第4工区	瑞穂営業所
上下水道取付管同時施工等工事	—	中村営業所

## 評 定 結 果 集 計 表

評価項目	細別	指摘		優良 チェック数	評定点
		チェック数	判定*		
1. 施工体制	I 施工体制一般			/	
	II 配置技術者			/	
2. 施工状況	I 施工管理				
	II 工程管理				
	III 安全対策				
	IV 対外関係				
	V 出来ばえ				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形			/	
	II 品質			/	
	III 出来ばえ			/	
4. 総括	I 総括 (減点)			/	
	II 総括 (加点)			/	
評定点合計					

\*指摘欄の判定は、以下の方法により a～e で表すものとする。

$$\text{評価値 (\%)} = \text{チェック数} / \text{対象評価項目数} \times 100$$

- a : 評価値が 10%未満
- b : 評価値が 10%以上 30%未満
- c : 評価値が 30%以上 60%未満
- d : 評価値が 60%以上 80%未満
- e : 評価値が 80%以上または特定項目に該当した場合

## 工 事 成 績 評 定 表

工 事 名	
契 約 番 号	
評定対象期間	年 月 日～ 年 月 日
受 注 者	
現場代理人	
(監理又は主任) 技術者	
① 担当監督員評定点	点 / 59.5 点
② 主任監督員評定点	点 / 10.5 点
③ 検査員評定点	点 / 30 点
④ 総括監督員評定点	点
⑤ 最終評定点合計	点 / 100 点

## 備考

- 1 ①②③は、表記上の都合で、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。
- 2 ⑤は、小数点第二位以下を切り捨てる前の①②③と④を合計した後、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。
- 3 前2項により、①+②+③+④=⑤とならない場合がある。

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

### 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、請負工事（単価契約）成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、この書面の通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書を検査担当課公所長に提出することにより、評定の結果について説明を求めることができます。（説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先は、下記のとおりです。）

#### 記

- 1 工 事 名
- 2 評定対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 成績評定  
評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 4 手続き等の問い合わせ先  
〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30  
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・技術向上）  
TEL 052-889-1055

※ 施工証明となりますので、大切に保管して下さい。



## 別表 1

### 項目別評定点

評価項目	細別	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	
	III. 出来ばえ	
4. 総括	I. 総括（減点）	
	II. 総括（加点）	
5. 法令遵守等		
評定点合計		

### 備考

- 1 評価項目「1. 施工体制」から「4. 総括」までの各細別の評定点（以下「細別評定点」という。）は、表記上の都合で、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。
- 2 評定点合計は、小数点第二位以下を切り捨てる前の細別評定点と「5. 法令遵守等」の評定点を合計した後、小数点第二位以下を切り捨てた点とする。
- 3 前2項により、細別評定点及び「5. 法令遵守等」の評定点の合計と評定点合計は等しくならない場合がある。

検査担当課公所長 様

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 請求の理由

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました工事成績評定に係る説明請求書につきまして、下記のとおり回答します。

なお、この通知を受けた日から起算して14日（土曜日、日曜日及び休日を含む。）以内に、工事成績評定に係る再説明請求書を上下水道局長に提出することにより、評定の結果について再説明を求めることができます。（再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、それぞれ下記のとおりです。）

記

1 工 事 名

2 説明請求に対する回答

3 再説明を求める書面の送付先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30

名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課長 宛

TEL 052-889-1055

4 手続き等の問い合わせ先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30

名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・技術向上）

TEL 052-889-1055

名古屋市上下水道局長 様

受注者  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり再説明を  
請求します。

記

- 1 工事名
- 2 請求の理由

様式第7号

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から提出されました工事成績評定に係る再説明請求につきまして、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 再説明請求に対する回答